

## 【表紙】

【発行登録番号】	31 - 関東 1
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成31年 3月29日
【会社名】	株式会社明電舎
【英訳名】	MEIDENSHA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 三井田 健
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎二丁目 1番 1号 ThinkPark Tower
【電話番号】	03-6420-8150(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部 文書株式課長 山田 英毅
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎二丁目 1番 1号 ThinkPark Tower
【電話番号】	03-6420-8150
【事務連絡者氏名】	総務部 文書株式課長 山田 英毅
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（平成31年4月6日）から2年を経過する日（平成33年4月5日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 7,000百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2番 1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目 8番20号）

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

#### 1 【新規発行社債】

未定

#### 2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

未定

#### 3 【新規発行による手取金の使途】

##### (1) 【新規発行による手取金の額】

未定

##### (2) 【手取金の使途】

設備資金、関係会社への投融資資金、借入金返済資金及びコマーシャル・ペーパー償還資金に充当する予定であります。

本発行登録により発行を予定する社債の手取金については、全額を当社が策定したグリーンプロジェクト（電気自動車（EV/PHEV/HV）用モータ・インバータ製造設備の新規建設・既存建屋改築、量産ライン構築、生産ライン増強）に関する資金へ充当する予定であります。なお、実際の充当時期までは、現金または現金同等物にて管理します。

### 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### グリーンボンドとしての適格性について

当社は、グリーンボンドとして本発行登録により発行を予定する社債(以下、「株式会社明電舎グリーンボンド」といいます。)のために国際資本市場協会(以下、「ICMA」といいます。)の「グリーンボンド原則(Green Bond Principles)2018」(注1)、環境省の「グリーンボンドガイドライン2017年版」(注2)及び国際NGOであるClimate Bonds Initiative(以下、「CBI」といいます。)の「気候ボンド基準2.1版(Climate Bonds Standard Version 2.1)」(注3)に即したグリーンボンド・フレームワークを策定しました。

株式会社明電舎グリーンボンドについては、第三者評価機関であるDNV GL ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社(以下、「DNV GL」といいます。)より気候ボンド基準2.1版に基づく検証と、グリーンボンド原則及びグリーンボンドガイドラインに対する適格性の評価を受けており、株式会社日本格付研究所(以下、「JCR」といいます。)より「JCRグリーンボンド評価」(注4)の最上位評価である「Green1」の予備評価を取得しています。

また、株式会社明電舎グリーンボンドについては、CBIの「気候ボンド認証」(注5)が付与されています。



なお、株式会社明電舎グリーンボンドに係る第三者評価の実施に関し、環境省の平成30年度グリーンボンド発行促進体制整備支援事業(注6)の補助金交付対象となることについて、発行支援者たるDNV GL及びJCRは一般社団法人グリーンファイナンス推進機構より交付決定通知を受領しました。

(注1)「グリーンボンド原則(Green Bond Principles)」とは、ICMAが事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会(Green Bond Principles Executive Committee)により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインです。

(注2)「グリーンボンドガイドライン2017年版」とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表したガイドラインをいいます。

(注3)「気候ボンド基準」とは、CBIが当該債券について、パリ協定における2目標と一致していることを、厳格な科学的基準に基づいて保証する基準です。

(注4)「JCRグリーンボンド評価」とは、ICMAのグリーンボンド原則及び環境省のグリーンボンドガイドライン2017年版を受けたグリーンボンドに対するJCRによる第三者評価をいいます。当該評価においてはグリーンボンドの調達資金の使途がグリーンプロジェクトに該当するかの評価である「グリーン性評価」及び発行体の管理・運営体制及び透明性について評価する「管理・運営・透明性評価」が行われ、これらの評価の総合評価として「JCRグリーンボンド評価」が決定されます。

(注5)「気候ボンド認証」は、低炭素・気候耐久経済への急速かつグローバルな移行に債券市場の資金を供給することを目的に活動し、気候変動問題に取り組むために発行される債券の資金使途となるプロジェクトや資産がパリ協定で合意された2目標に整合するかについて、厳格な基準を定めるイギリスに拠点を置く国際NGO Climate Bonds Initiative(CBI)により付与されます。

(注6)「平成30年度グリーンボンド発行促進体制整備支援事業」とは、グリーンボンドを発行しようとする企業や地方公共団体等に対して、外部レビューの付与、グリーンボンド・フレームワーク整備のコンサルティング等により支援を行う登録発行支援者に対して、その支援に要する費用を補助する事業です。対象となるグリーンボンドの要件は、調達した資金の全てがグリーンプロジェクトに充当されるものであって、かつ発行時点において以下の全てを満たすものです。

(1)グリーンボンドの発行時点で以下のいずれかに該当すること

主に国内の低炭素化に資する事業(再エネ、省エネ等)

- ・調達資金額の50%以上が国内低炭素化事業に充当されるもの又は調達資金の使途となるグリーンプロジェクトの件数の50%以上が国内低炭素化事業であるもの

低炭素化効果及び地域活性化効果が高い事業

- ・低炭素化効果 二酸化炭素排出削減量(見込み)1トン当たりの補助額が3,000円以内であるもの
- ・地域活性化効果 地方公共団体が定める条例・計画等において地域活性化に資するものとして定められている又は定められることが見込まれる事業、地方公共団体等からの出資が見込まれる事業等

(2)グリーンボンド・フレームワークがグリーンボンドガイドラインに準拠することについて、発行までの間に外部レビュー機関により確認されること

(3)いわゆる「グリーンウォッシュ債券」ではないこと。

## グリーンボンド・フレームワークについて

当社はICMAの定めるグリーンボンド原則2018、環境省の定めるグリーンボンドガイドライン（2017年版）及びCBIの定める気候ボンド基準2.1版の要件に従って、フレームワークを以下のとおり策定します。

### 1．調達資金の使途

株式会社明電舎グリーンボンドで調達された資金は、以下の適格クライテリアを満たす適格プロジェクトに関連する新規投資及び既に充当済みの設備投資資金にかかるリファイナンスへ全額を充当します。

#### 適格クライテリア

電気自動車（EV/PHEV/HV）用モータ・インバータ製造設備の新規建設・既存建屋改築、量産ライン構築、生産ライン増強に関連する投資

#### 設備投資概要

投資金額：総額約70億円

名古屋事業所 建屋改築及び設備導入	
所在地	愛知県清須市西枇杷島町一反五畝割496
生産品目	電気自動車用一体型モータ・インバータ
稼働開始時期	2019年11月 予定
延べ床面積	4,620㎡
生産能力	17万台（最大年間生産台数）

株式会社甲府明電舎 建屋新設及び設備導入	
所在地	山梨県中央市中橋825
生産品目	電気自動車用モータ
稼働開始時期	2019年11月 予定
延べ床面積	2,660㎡
生産能力	17万台（最大年間生産台数）

沼津事業所 設備増強	
所在地	静岡県沼津市東間門字上中溝515
生産品目	電気自動車用インバータ
稼働開始時期	2019年 4月 予定
延べ床面積	240㎡
生産能力	12万台（最大年間生産台数）

### 2．プロジェクトの評価及び選定プロセス

#### プロジェクト選定関与者・プロセス

株式会社明電舎グリーンボンドによる調達資金の使途となるプロジェクトは、当社の経理・財務グループ財務部により、当社グループ経営理念、環境ビジョン及びCSR重要課題に基づき適格クライテリアへの適合を検討し、評価及び選定が行われました。この選定された適格プロジェクトについては、関係部署と協議の上で、当社の財務統括役員が確認・決定します。

#### 想定される環境へのネガティブな影響への対策

適格プロジェクトに関連する環境へのネガティブな影響は、設備新設に伴う利用電力増加 製品増産に伴う廃棄物等の増加 製造段階において使用される有害化学物質増加 製品増産への負荷対策（残業増加・人員増強・業務委託等）に伴う労働環境・労働条件の変化等が想定されます。

これら想定される環境へのネガティブな影響を低減するためのプロセスとして、当社は以下の対応策を実施しています。

## 1) 環境マネジメント

### (1) 法令遵守

当社グループは、コンプライアンス活動の一環として、法令その他社会的規範の遵守を企業行動基準の第1則に定めています。

### (2) 内部環境監査

ISO14001審査登録機関による外部審査とは別に内部環境監査を行い、外部審査にて指摘された事項に関する改善状況や、年度ごとの重点監査事項を確認しています。

### (3) 環境情報管理システム

事業活動における環境負荷を管理・分析するため、「環境情報管理システム」を導入して起用しています。海外を含む当社グループの生産拠点とオフィス、約160拠点について、事業活動に伴う環境情報（自動車燃料、エネルギー、廃棄物、化学物質、温室効果ガス、環境会計等）を収集し、一元管理を行っています。収集された環境情報は、環境負荷低減活動のための基礎データとして活用するとともに、地球温暖化対策の推進に関する法律等で義務付けられている届出を確実に行うことに役立てています。

### (4) 環境規制の遵守状況

各事業所・関係会社では、法規制よりも厳しい自主基準を設定し運用することで、法令遵守を確かなものにしていきます。また法令違反等があった場合は、3時間以内に経営層に伝達されるよう規定化されています。

### (5) 第三者検証

環境パフォーマンスデータ及び温室効果ガス排出量について、より正確で信頼性の高いデータを公開するため、ビューローベリタスジャパン(株)により審査を受けています。

## 2) 実務的な対応

(1) 当社グループでは製品・サービスを通じた環境貢献を目指しています。環境貢献製品によるCO<sub>2</sub>削減貢献量は、事業・製品毎に数値目標を設けており、電気自動車用モータ・インバータ等の電気自動車用電気品についても対象としています。適格プロジェクトにより生産されるモータ・インバータは自動車の駆動系の主要構成部品であり、完成車における当社部品の環境貢献度は高いものと位置づけています。これら電気自動車部品の量産設備の増強を行い、環境負荷の高いガソリン車から低公害車である電気自動車へのシフトを加速させ、更なる自動車の電動化に寄与することで、環境配慮型製品の販売を通じた環境貢献を促進していきます。

(2) 適格プロジェクトで新設する工場へは、エネルギー消費に起因する温室効果ガス排出を削減するため、太陽光発電設備の導入、LED等の照明設備や高効率な空調設備を導入し、製造段階における環境への負荷を低減する設備投資を行う予定です。積極的な省エネ機器の導入や電力の見える化を進めて設備の運用改善に取り組み、休日や深夜帯を含めた消費電力の管理を徹底していきます。

(3) 当社グループでは廃棄物3R（廃棄物の「リデュース」、資源の「リユース」、「リサイクル」）を推進しており、生産拠点や事務所で発生する廃棄物等のリサイクル等に取り組んでいます。本プロジェクトの対象拠点においても生産活動における廃棄物ゼロエミッション（注1）に取り組んでいます。

(4) 適格プロジェクトの製造段階で使用される揮発性溶剤については、溶剤の回収や滴下含浸技術の導入等により、含浸工程での環境への負荷低減に取り組んでいきます。

(5) 適格プロジェクトで新設する製造ラインでは、組立・巻線・ねじ締め等一部の作業工程の機械化・自動化を進めていきます。工場ラインにおける作業の効率化・省人化を推進し、残業削減や生産性・安全性の向上に繋げていきます。

## 3. 調達資金の管理

株式会社明電舎グリーンボンドにより調達された資金は、適格クライテリアに合致した対象となるプロジェクトへ全額紐付けられます。調達された資金は発行から1年以内に支出予定です。

調達資金の充当及び管理は、当社の経理・財務グループ財務部が実施します。調達資金は専用帳票にて残高管理を行い、適格プロジェクトを当社で付している番号で管理し、当社にて規定されている資金管理フローに従い内部管理システムにて予算と実際の支出を月次で追跡管理し、四半期毎に財務部長の承認を得ることで適格プロジェクト以外への資金流出を防ぎます。また、資金管理に関する書類の保存については、当社で定める会計書類の範囲及び保存に関する経理規定に従い実施し、経理文書保存年限表に則り管理します。

調達資金の充当が決定されるまでの間は、当社が資金と等しい額を現金または現金同等物にて管理します。

#### 4. レポーティング

適格プロジェクトへの資金充当状況及び環境への効果を年次でレポーティングします。

##### 資金充当状況レポーティング

当社は、適格クライテリアに適合するプロジェクトに調達資金の全額が充当されるまでの間、資金充当状況のレポートを年1回行います。開示する資金充当状況は 充当した資金の額 未充当資金が有る場合の概算額または割合、充当予定時期及び未充当期間の運用方法 リファイナンスに充当した場合の概算額または割合、を予定しています。調達資金の全額が充当された後は、大きな状況の変化があった場合には必要に応じ開示する予定です。

資金充当状況の説明は当社ウェブサイトにて開示予定です。資金充当状況の詳細に関する最初のレポートでは、株式会社明電舎グリーンボンドにより調達した資金は入金から1年以内に全額充当予定であることを開示する予定です。なお、調達資金の充当計画に大きな変更が生じた場合や、調達資金の充当開始後に大きな資金状況の変化が生じた場合は、適時に開示します。

##### インパクト・レポーティング

株式会社明電舎グリーンボンドが償還されるまでの間、資金充当された適格プロジェクトの進捗状況及び環境改善効果を示す以下の指標について、年1回当社ウェブサイトにて開示予定です。

- ・適格プロジェクトによって削減される年間CO<sub>2</sub>排出量（注2）

##### コンプライアンス・レビュー

当社は、株式会社明電舎グリーンボンドが償還されるまでの間、第三者評価機関であるJCR及びDNV GLのいずれか（または両方）より、適格プロジェクトがグリーンボンド・フレームワークに適合しているか評価するため、資金の充当状況ならびに環境改善効果としての開示内容等のレポーティングの状況を主としたグリーンボンド評価のレビューを受ける予定です。

（注1）当社グループのゼロエミッション定義：廃棄物等（産業廃棄物、一般廃棄物、有価物）の総発生量（建設汚泥除く）のうち、非リサイクル率を1.0%未満にすること。

（注2）ICMAグリーンボンド原則2018、環境省グリーンボンドガイドライン2017年版、CBI気候ボンド基準2.1版及びLow Carbon Land Transport and the Climate Bonds Standard(v1.0)の考え方に基つき算出するため、当社が環境目標で掲げる環境貢献量及びCO<sub>2</sub>排出削減量の算出式とは異なります。

### 第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

- 事業年度 第154期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日） 平成30年6月27日関東財務局長に提出  
事業年度 第155期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日） 平成31年7月1日までに関東財務局長に提出予定  
事業年度 第156期（自 平成31年4月1日 至 平成32年3月31日） 平成32年6月30日までに関東財務局長に提出予定

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

- 事業年度 第155期第1四半期（自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日） 平成30年8月8日関東財務局長に提出  
事業年度 第155期第2四半期（自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日） 平成30年11月8日関東財務局長に提出  
事業年度 第155期第3四半期（自 平成30年10月1日 至 平成30年12月31日） 平成31年2月12日関東財務局長に提出  
事業年度 第156期第1四半期（自 平成31年4月1日 至 平成31年6月30日） 平成31年8月14日までに関東財務局長に提出予定  
事業年度 第156期第2四半期（自 平成31年7月1日 至 平成31年9月30日） 平成31年11月14日までに関東財務局長に提出予定  
事業年度 第156期第3四半期（自 平成31年10月1日 至 平成31年12月31日） 平成32年2月14日までに関東財務局長に提出予定  
事業年度 第157期第1四半期（自 平成32年4月1日 至 平成32年6月30日） 平成32年8月14日までに関東財務局長に提出予定  
事業年度 第157期第2四半期（自 平成32年7月1日 至 平成32年9月30日） 平成32年11月16日までに関東財務局長に提出予定  
事業年度 第157期第3四半期（自 平成32年10月1日 至 平成32年12月31日） 平成33年2月15日までに関東財務局長に提出予定

#### 3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（平成31年3月29日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年6月29日に関東財務局長に提出

#### 4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（平成31年3月29日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を平成31年2月27日に関東財務局長に提出

### 第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録書提出日（平成31年3月29日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社明電舎 本店

（東京都品川区大崎二丁目1番1号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

株式会社名古屋証券取引所

（名古屋市中区栄三丁目8番20号）

### 第三部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。